明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（二四四）　二
○国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二四五）　三
○国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二四六）　五
○港則法施行令の一部を改正する政令（二四七）　六

〔告　示〕

○電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件（**総務・法務・経済産業**二）
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（**法務**四四六）
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（**同**四四七）
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（**財務・農林水産**一六）
○保安林の指定をする件（**農林水産**一四五九～一四六五）
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一四六六、一四六七）
○工業標準化法第三十二条の規定に基づき認証の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があった件（**経済産業**二一三）
○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件（**国土交通**八四四）
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**八四五～八四七）
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（**同**八四八）
○旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件（**観光庁**七）
○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（**同**八、九）
○鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針の一部を変更する件（**環境**六九）
○矢部川水系楠田川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた件（**九州地方整備局**一六一）
○川内川水系樋渡川及び綿打川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた件（**同**一六二）

〔国会事項〕

内閣　法務省　海上保安庁

〔人事異動〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

労　働

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示（中部地方交通審議会）

〔公　告〕

諸　事　項

官庁
適格機関投資家等特例業務届出者の業務廃止命令処分関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
特殊法人等
会計検査院共済組合定款の一部変更関係
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（政令第二四四号）（厚生労働省）

1　年金積立金管理運用独立行政法人が売買できる有価証券として、次に掲げるものを定めることとした。（第二条第一項関係）

㈠　金融商品取引法第二条第二項第五号に掲げる権利のうち投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合契約に基づく権利であって、有限責任組合員として有するもの（当該投資事業有限責任組合契約において営むことを約する事業において取得し、又は保有する株式等について、当該投資事業有限責任組合契約においてその銘柄を特定しているものを除く。）

㈡　金融商品取引法第二条第二項第六号に掲げる権利のうち㈠に掲げる権利に類するもの

2　1の㈠及び㈡に掲げる有価証券については、応募又は買入れ以外の方法でも取得できるものとすることとした。（第二条第二項関係）

3　この政令は、公布の日から施行するものとすることとした。

◇国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二四五号）（内閣府本府）

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二九年法律第七一号）の施行期日は、平成二九年九月二二日とすることとした。

◇国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二四六号）（内閣府本府）

国家戦略特別区域法施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　国家戦略特別区域法（平成二五年法律第一〇七号。以下「法」という。）第一二条の四第一項の場合における子ども・子育て支援法（平成二四年法律第六五号）の第三〇条第四項で定める法律の規定は、法第一二条第四項の規定等とすることとした。